

別記第2号様式

随 意 契 約 結 果 一 覧

契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	適 用
令和6年度(2024年度) 児童相談所職員専門研修委託業務	令和6年4月8日	社会福祉法人横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター	児童相談所長 研修(前期) 一人あたり 30,000円  児童相談所長 研修(後期) 一人あたり 30,000円  指導教育担当 児童福祉司 任用前研修 (前期) 一人あたり 27,000円  指導教育担当 児童福祉司 任用前研修 (後期) 一人あたり 27,000円	【選定理由】 内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を実施でき、「児童相談所長研修」及び「指導教育担当児童福祉司任用前研修」の両研修を委託できる唯一の機関である。  【契約根拠】 ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(18)	総価額 1,158,000 円
障害児施設入所給付費受給者管理システム令和6年6月データ標準レイアウト変更対応委託業務	令和6年5月27日	株式会社HBA  北海道札幌市中央区北4条西7丁目1番地8	1,191,300	【選定理由】 ・本システムに対し最も精通し、システムに関するトラブルに的確に対応できる専門的技術を有する業者であること。 ・各作業場所(本庁・各(総合)振興局)へのプログラム使用に関する指導ができるなどの技術を有していること。 ・事業を適正かつ円滑に実施するための事務的能力を有していること。 ・現在、道において稼働している指定障害福祉サービス事業者管理台帳システムの内容を熟知し、著作権を有していること。  【契約方法の根拠】	

				地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
こどもホスピス 等支援事業実施 委託業務	令和6年8月26日	特定非営利活動法人 北海道こどもホスピス プロジェクト 札幌市中央区南3条西4 丁目21番地6 南三西四 ビル9階	4,686,625	【選定理由】 こどもホスピス等の認知度を上げるため、わかりやすく、かつ、適切に発信する知識・技術、調整など本事業の趣旨に沿った企画から運営までを円滑に遂行できる総合的・専門的な能力、業務を処理するために必要な体制等を有しているため。(公募型プロポーザルによる選定) 【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
北海道社会的養 護自立支援拠点 事業	令和6年4月1日	特定非営利活動法人 ブリッジフォースマイル	45,559,000円	【選定理由】 ・運営方針が、実施要綱及び実施要領に沿ったものとなっている。 ・業務の目的や内容を踏まえ、必要な経費が適切に積算されている。 ・業務を円滑かつ効率的に行うために必要な知識やノウハウがある。 ・対象者のニーズに応える体制が構築されている。 ・個人情報の保護・管理体制が整っている。 ・適切な職員配置、体制が確保されている。 ・適切な記録や対応状況の報告など必要な体制が整備されている。 ・対象者が相互に交流できる場において必要な設備を準備し、魅力ある企画を提案できる。 ・ニーズに合わせた相談体制になっている。 ・連携を図る関係機関を適切に選定している。 ・対象者に届くような広報の工夫をしている。 上記を満たす機関であり、公募型プロポーザルにより選定された事業者である。 【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)

注1 この様式は、年度ごと、月ごと等、適宜区分して使用すること。

2 課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。

3 「契約の相手方」欄は、契約の相手方の商号又は名称及び住所を記載すること。

4 公表の対象契約のうち、特定調達契約以外の契約で公表の必要性がある契約において、契約の相手方が個人（事業者である個人を除く。）の場合にあっては、契約担当者等は、北海道個人情報保護条例（平成6年条例第2号）等関係法令に従って取得した個人情報を適正に取り扱い、契約の相手方の個人名を公表しないときには、「契約の相手方」欄に「A」、「B」など個人が特定できないように記載すること。

5 「契約の相手方を選定した理由」欄には、決定書等に記載した理由及び契約方法の根拠を記載すること。

6 単価契約の場合は、「契約金額」欄に「月額〇〇円」等と記載し、「摘要」欄に「単価契約 総価額〇〇円」等と記載すること。